

区民委員会議案説明資料

令和2年6月29日

件名	頁
1 第70号議案 足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例	2
2 第71号議案 足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例	5
3 第72号議案 足立区NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例	7
4 第73号議案 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	10
5 第74号議案 足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議条例を 廃止する条例	12
6 第75号議案 権利の放棄について	13

(地域のちから推進部)

第 7 0 号議案説明資料

令和 2 年 6 月 2 9 日

件 名	足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例
所管部課名	地域のちから推進部 生涯学習支援課
内 容	<p>1 概要 「足立区文化芸術推進計画」「足立区読書活動推進計画」「足立区運動・スポーツ推進計画」（以下、「3分野計画」という。）に基づき、足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツを推進することを目的に、外部委員を含めた会議体を設置するため、本条例を制定する。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 会議の設置 3分野計画の進行を一体的に管理し、及び評価するとともに、足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツを推進するために、区長の附属機関として、足立区文化・読書・スポーツ推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(2) 委員会の所管事項 委員会は、区長の諮問に応じ、次の事項について審議し、答申する。 ア 3分野計画の進行の管理及び評価に関する事項 イ その他足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツの推進に必要と認める事項</p> <p>※ その他、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(3) 組織 委員は13名以内をもって組織する。</p> <p>(4) 任期 委員の任期は3年とする。</p> <p>3 条例案 別紙1のとおり</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を行う。

○足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例（案）

令和2年6月 日条例第 号

足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例を公布する。

足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例

（設置）

第1条 文化芸術、読書活動及び運動・スポーツ活動の推進に係る計画（以下「3分野計画」という。）を一体的に管理及び評価するとともに、足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツを推進するため、区長の附属機関として、足立区文化・読書・スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、区長の諮問に応じ、次の事項について審議し、答申する。

- （1） 3分野計画の管理及び評価に関する事項
- （2） その他足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツの推進に必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、区長が委嘱又は任命する委員13名以内をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は3年とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 委員会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。
- 5 委員会の公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。

(部会)

第7条 委員会は、審議を効率的に実施するため必要があるときは、部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区文化・読書・スポーツ推進委員会	日額 7,000円
--------------------	-----------

第 7 1 号議案説明資料

令和 2 年 6 月 2 9 日

件 名	足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部スポーツ振興課
内 容	<p>1 概要 令和 2 年 1 0 月にスペシャルライフコートを設置するため、標記条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容 第 5 条（施設）に「スペシャルライフコート」を追記し、別紙 2 ・新旧対照表のとおり改正する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙 2 のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和 2 年 1 0 月 3 0 日より適用する。</p>
今後の方針	令和 2 年 1 0 月 3 0 日に総合スポーツセンターにスペシャルライフコートを設置し、利用に関する事等は別途規則で定める。利用方法等の決定後は、ホームページや窓口等で周知を行う。

足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区総合スポーツセンター条例 昭和 53 年 12 月 9 日条例第 50 号</p> <p>第 1 条～第 4 条 (省略)</p> <p>第 5 条 (1) 総合体育館 (2) 庭球場 (3) プール (4) 多目的広場</p> <p>2 (省略)</p> <p>第 6 条～第 23 条 (省略)</p> <p>別表第 1 (第 10 条関係) (省略)</p> <p>別表第 2 (第 10 条関係) (省略)</p>	<p>○足立区総合スポーツセンター条例 昭和 53 年 12 月 9 日条例第 50 号</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行のとおり)</p> <p>第 5 条 (1) 総合体育館 (2) 庭球場 (3) プール (4) 多目的広場 <u>(5) スペシャルクライフコート</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>第 6 条～第 23 条 (現行のとおり)</p> <p>別表第 1 (第 10 条関係) (現行のとおり)</p> <p>別表第 2 (第 10 条関係) (現行のとおり)</p> <p><u>付 則 (令和 2 年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、令和 2 年 1 0 月 3 0 日から施行する。</u></p>

第 7 2 号議案説明資料

令和 2 年 6 月 2 9 日

件 名	足立区NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例									
所管部課名	地域のちから推進部 区民参画推進課									
内 容	<p>下記のとおり、足立区NPO活動支援センター条例の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正理由 施設の利便性向上を図るため、NPO活動支援センターの休館日及び開館時間に係る規定を整備する。</p> <p>2 改正内容（別紙 3 「新旧対照表」のとおり） 現在、休館となっている日曜日を開館し、閉館時間を午後 8 時から午後 9 時 3 0 分に変更するため、休館日及び開館時間の規定を改定する。</p> <table border="1" data-bbox="416 976 1369 1485"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休館日</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>日曜日</u> ・ 月曜日 ・ 祝日 ・ 12月29日から 1月3日 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月曜日 ・ 祝日 ・ 12月29日から 1月3日 </td> </tr> <tr> <td>開館時間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 午前9時から <u>午後8時まで</u> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 午前9時から <u>午後9時30分まで</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行年月日 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>	内容	改正前	改正後	休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>日曜日</u> ・ 月曜日 ・ 祝日 ・ 12月29日から 1月3日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月曜日 ・ 祝日 ・ 12月29日から 1月3日 	開館時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前9時から <u>午後8時まで</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前9時から <u>午後9時30分まで</u>
内容	改正前	改正後								
休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>日曜日</u> ・ 月曜日 ・ 祝日 ・ 12月29日から 1月3日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月曜日 ・ 祝日 ・ 12月29日から 1月3日 								
開館時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前9時から <u>午後8時まで</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前9時から <u>午後9時30分まで</u> 								
今後の方針	NPO活動支援センターの利便性向上を図り、区内におけるNPO活動の活性化を促進していく。									

足立区NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改 正 前	改 正 後																								
<p style="text-align: center;">○足立区NPO活動支援センター条例 平成15年3月20日条例第3号</p> <p>第1条～第5条 (現行のとおり)</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 NPO活動支援センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) <u>日曜日及び月曜日</u></p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日</p> <p>(3) 1月2日及び同月3日</p> <p>(4) 12月29日から同月31日まで</p> <p>(開館時間)</p> <p>第7条 NPO活動支援センターの開館時間は、午前9時から<u>午後8時</u>までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。</p> <p>第8条～第19条 (省略)</p> <p>付 則 (省略)</p> <p>別 表 (第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">使用区分</th> <th style="width: 25%;">午前</th> <th style="width: 25%;">午後</th> <th style="width: 35%;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td>午前9時から午後0時30分まで</td> <td>午後1時から午後4時30分まで</td> <td>午後5時から <u>午後8時</u>まで</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1,800円</td> <td>2,200円</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考 (省略)</p>	使用区分	午前	午後	夜間	施設名	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から <u>午後8時</u> まで	会議室	1,800円	2,200円	2,500円	<p style="text-align: center;">○足立区NPO活動支援センター条例 平成15年3月20日条例第3号</p> <p>第1条～第5条 (現行のとおり)</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 NPO活動支援センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) <u>月曜日</u></p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日</p> <p>(3) 1月2日及び同月3日</p> <p>(4) 12月29日から同月31日まで</p> <p>(開館時間)</p> <p>第7条 NPO活動支援センターの開館時間は、午前9時から<u>午後9時30分</u>までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。</p> <p>第8条～第19条 (現行のとおり)</p> <p>付 則 (現行のとおり)</p> <p>別 表 (第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">使用区分</th> <th style="width: 25%;">午前</th> <th style="width: 25%;">午後</th> <th style="width: 35%;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td>午前9時から午後0時30分まで</td> <td>午後1時から午後4時30分まで</td> <td>午後5時から <u>午後9時30分</u>まで</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1,800円</td> <td>2,200円</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考 (現行のとおり)</p>	使用区分	午前	午後	夜間	施設名	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から <u>午後9時30分</u> まで	会議室	1,800円	2,200円	2,500円
使用区分	午前	午後	夜間																						
施設名	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から <u>午後8時</u> まで																						
会議室	1,800円	2,200円	2,500円																						
使用区分	午前	午後	夜間																						
施設名	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から <u>午後9時30分</u> まで																						
会議室	1,800円	2,200円	2,500円																						

改正前	改正後
	<p>付 則（令和2年 月 日条例第 号）</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する</p> <p>2 この条例による改正後の足立区NPO活動支援センター条例（以下「新条例」という。）の規定による使用の申請及び使用の承認並びに使用料の徴収は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。この場合において、使用の承認を受けた者は、施行日において、新条例の規定による使用の承認を受けたものとみなす。</p>

第 7 3 号議案説明資料

令和 2 年 6 月 2 9 日

件 名	足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課
内 容	<p>1 改正理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、関係規定の整備を行う必要があるため。</p> <p>2 改正内容（詳細は、別紙 4・新旧対照表のとおり） 学童保育室に従事する放課後児童支援員は、都道府県知事または政令指定都市（※1）の長が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了したものでなければならないとしている。令和 2 年厚生労働省令第 2 1 号において、放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務について、中核市（※2）の長も実施できるとされたこと受け、条例第 1 0 条第 3 項本文を改正する。</p> <p>※1 政令指定都市 政令で指定する人口 5 0 万人以上の市 ※2 中核市 政令で指定する人口 2 0 万人以上の市</p> <p>3 適用年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	引き続き、放課後児童支援員の資格取得を推奨し、配置基準に基づく配置を維持していく。

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月27日条例第60号</p>	<p>○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月27日条例第60号</p>
<p>第1条～第9条 (省略)</p>	<p>第1条～第9条 (省略)</p>
<p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2 (省略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) (省略) 4 (省略) 5 (省略)</p> <p>第11条～第21条 (省略)</p>	<p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2 (省略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市<u>若しくは同法第252条の22第1項の中核市</u>の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) (省略) 4 (省略) 5 (省略)</p> <p>第11条～第21条 (省略)</p>
	<p><u>付 則 (令和2年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、令和2年4月1日から適用する。</u></p>

第 7 4 号議案説明資料

令和 2 年 6 月 2 9 日

件 名	足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議条例を廃止する条例
所管部課名	地域のちから推進部 生涯学習支援課
内 容	<p>1 概要</p> <p>平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日に区長から足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議に諮問した文化・読書・スポーツ分野計画の策定について、令和元年 1 1 月 1 8 日に答申が出された。ついては、足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議条例第 2 条に基づく設置目的が達成されたため、同条例を廃止する。</p> <p>2 施行年月日</p> <p>公布の日から施行する。</p>
今後の方針	関係する条例施行規則について、廃止の手続きを行う。

第 7 5 号議案説明資料

令和 2 年 6 月 2 9 日

件 名	権利の放棄について
所管部課名	地域のちから推進部中央図書館・区民参画推進課・政策経営部区政情報課・産業経済部企業経営支援課
内 容	<p>区立図書館等では、返却期日を超過した利用者に対して定期的に督促を行ってきたが、返却の見込みがない未返却の図書資料について、下記とおり返還請求の権利を放棄する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 放棄する権利の内容 図書館システムで管理している「返却期日から 10 年超過した資料」及び「返却期日から 5 年超過且つ督促先不明となった資料」に関する返還請求権</p> <p>2 債務者 足立区梅田五丁目在住者 外 548 名（総計 549 名） (1) 返却期日から 10 年経過 420 名 (貸出年：平成 20 年) (2) 返却期日から 5 年経過且つ督促先不明 129 名 (貸出年：平成 25 年)</p> <p>3 対象資料（別紙 5） (1) 返却期日から 10 年経過 1, 105 冊 1, 321, 470 円 (貸出年：平成 20 年) (2) 返却期日から 5 年経過且つ督促先不明 373 冊 492, 397 円 (貸出年：平成 25 年)</p>
今後の方針	<p>継続して督促に取り組むとともに、併せて利用者のマナーアップ向上を図っていく。</p>

1 権利の放棄に至った経緯と今後の見通し

平成26年度監査において、貸出図書 of 長期未返却への効果的な督促のあり方について意見・要望を受けた。督促強化を図り、その結果を踏まえて、平成28年度に以下の方針を決定した。

- (1) 督促効果の高い1年以内の未返却者に訪問による督促強化を図る。
- (2) 返却見込みのない図書資料については、議決により返還請求権を放棄する。

今後も返還請求権の権利の放棄について議案を提出するが、早期督促の強化により、件数は減少する見込みである。

2 権利の放棄の件数の推移

- (1) 令和2年度における権利の放棄の資料種別・購入金額内訳

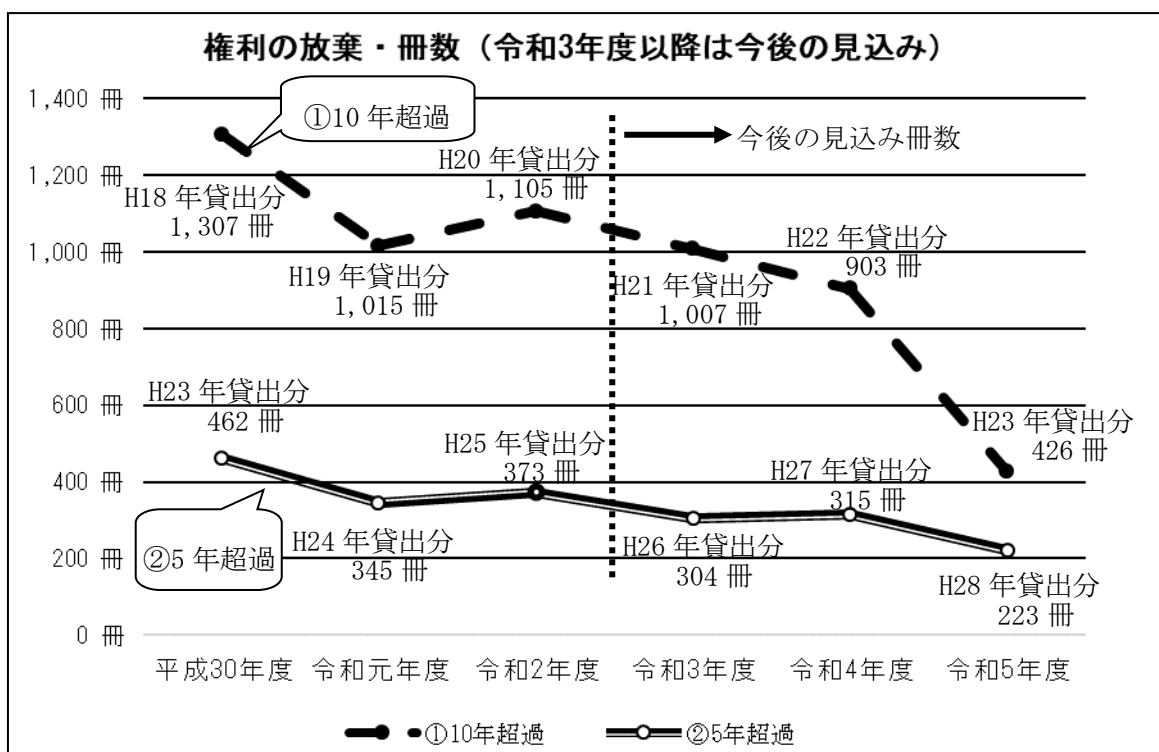
ア 資料種別内訳

資料種別	冊数	金額
一般図書	853 冊	1,097,527 円
映像資料	1 冊	3,800 円
音楽資料	20 冊	49,403 円
雑誌	99 冊	67,251 円
児童図書	505 冊	595,886 円
計	1,478 冊	1,813,867 円

イ 購入金額別内訳

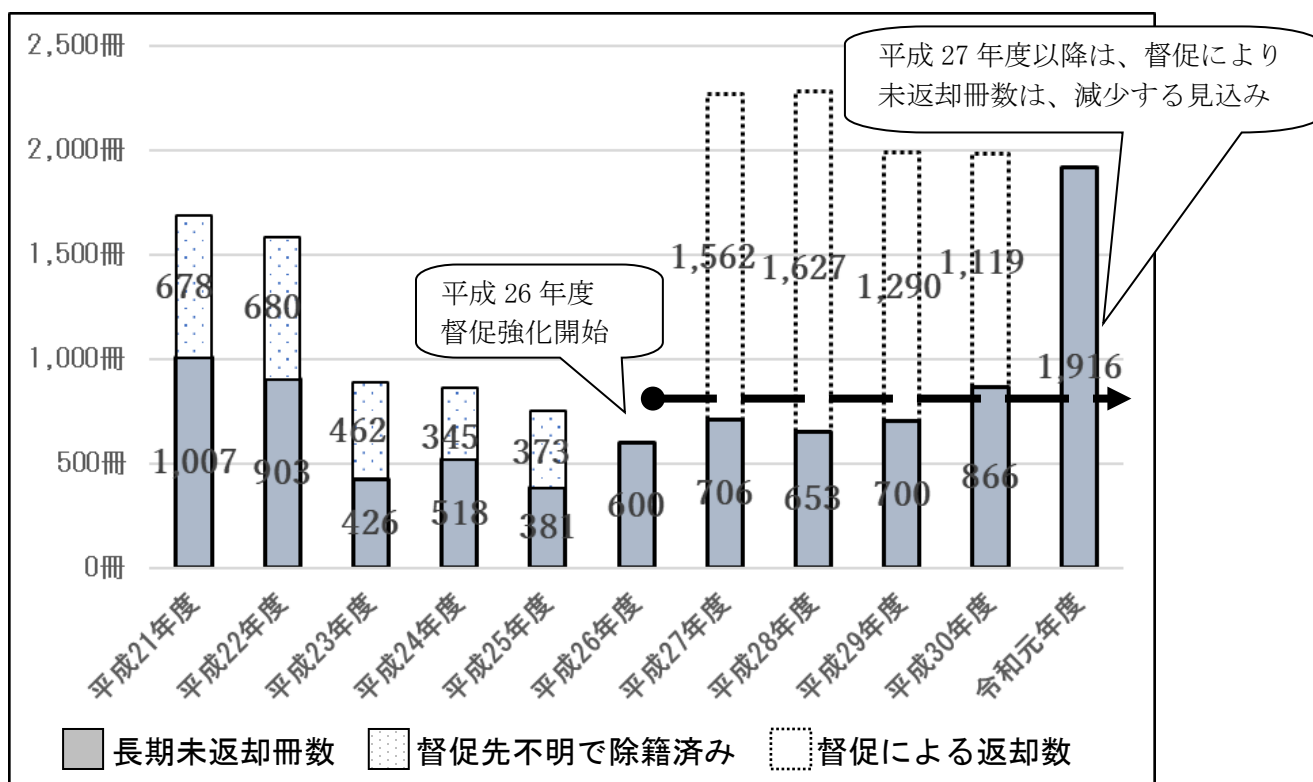
購入金額の範囲	冊数	金額
0 円	159 冊	0 円
1～1,000 円	497 冊	366,247 円
1,001～2,000 円	676 冊	949,836 円
2,001～3,000 円	101 冊	255,537 円
3,001～4,000 円	27 冊	93,209 円
4,001～5,000 円	9 冊	39,750 円
5,001～10,000 円	6 冊	44,485 円
10,001 円以上	3 冊	64,803 円
計	1,478 冊	1,813,867 円

(2) 実績及び今後の見込み



(3) 貸出年ごとの未返却冊数

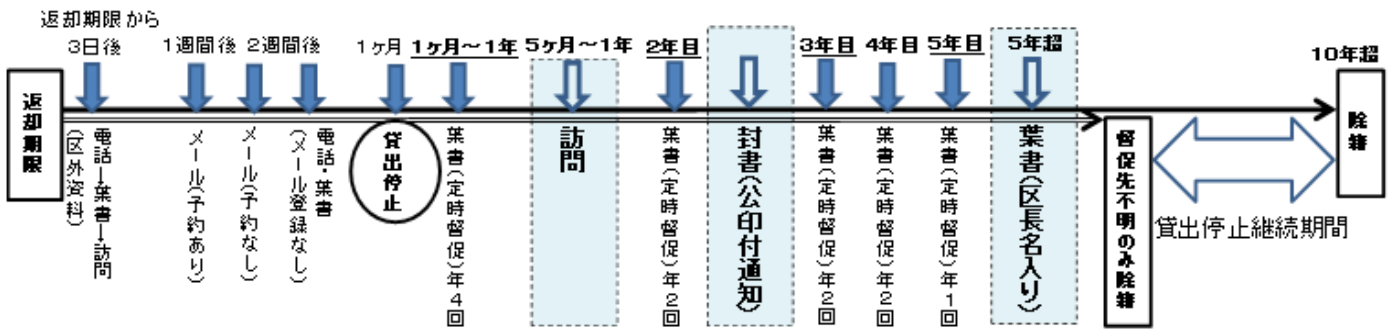
(平成30年度末時点 9,794冊、令和元年度末時点 8,676冊)



3 督促方法及び実績

(1) 督促スケジュール

- ア メール 返却期日を1週間超過時点から開始
- イ 電話 返却期日を2週間超過時点から開始
- ウ 葉書 返却期日を2週間超過時点から開始
(定時督促は別途年4回)
- エ 訪問 返却期日を5ヶ月超過時点から開始
- ※ 区外から借りた資料については、返却期日3日超過時点から開始



(2) 訪問督促の実績

- ア 訪問督促事業では、初めて訪問する者を対象とし、一人につき1回のみの訪問とした。不在の場合には、通知を封筒に入れて郵便受けに投函したことにより、外のチラシ等に紛れず目に留まるようにしている。
- イ 令和元年度は、封筒への封入を継続するとともに、通知文に「返却期限を守ろう」をテーマに公募した標語を記載した。

	平成30年度		令和元年度	
	人数	資料数	人数	資料数
訪問対象	556人	1,919冊	573人	2,019冊
返却数	183人	634冊	179人	562冊
返却率	32.9%	33.0%	31.2%	27.8%

※ 返却率は9月末時点 (訪問実施期間は5～8月)

【参考】10月のマナーアップ月間に館内に掲示したポスター及び訪問督促で使用したポスター

